

最近法規情報
2024年6月に公布された主な法規
北京市環球法律事務所

1. サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—機微な個人情報識別ガイドライン(意見募集稿)

全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会 2024年6月11日公表

公示サイト:<https://www.tc260.org.cn/front/postDetail.html?id=20240611204152>

個人情報の中でも、それが「機微な個人情報」か否かを識別するための要素等について、「個人情報保護法」では明確な定めがない。そのため、実務では、「情報安全技術 個人情報安全規範(GB/T 35273-2020)」(以下、「安全規範」という)が参照されていることが多い。機微な個人情報の識別に関する具体的な方針を示すため、2024年6月11日から6月24日にかけて、全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会より、「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—機微な個人情報識別ガイドライン(意見募集稿)」が公表され、パブリックコメント手続に付された。機微な個人情報の識別ルール、よく見られる機微な個人情報の種類及びその具体例が記されている。主な内容は以下のとおり。

(1)個人情報の漏えいや不正利用が、個人の人格の尊厳を侵害し、又はその身体、財産の安全を脅かすおそれがある場合には、当該個人情報を機微な個人情報として認定する。例えば、「人肉検索(個人を特定し、そのプライバシーをネット上で晒すこと)」に利用される情報、インターネット等を通じた特殊詐欺に利用される情報、移動履歴情報等が含まれる。

(2)よく見られる機微な個人情報として、生体情報、信教情報、特定身分情報(障がい者、軍人・警察等の職業名等)、医療・健康情報、金融口座情報、移動履歴情報、未成年者の個人情報、その他に分類している。

(3)付録Aには、機微な個人情報の具体例が列挙されており、「安全規範」に定めるもの以外では、飛行機や高速鉄道の搭乗・乗車記録、身分証明書の写真、所得明細、医療機関の受診記録等が追加された。

2. サイバー暴力情報ガバナンス規定

国家インターネット情報弁公室等4機関 2024年6月12日公布 2024年8月1日施行

公示サイト:https://www.cac.gov.cn/2024-06/14/c_1720043894161555.htm

近年、インターネット上で個人を特定し、その個人情報を晒し、侮辱し、誹謗中傷等の嫌がらせを行うといった、いわゆる「ネットいじめ」行為が蔓延している。こうした現象について厳正に対処するために、2024年6月12日、国家インターネット情報弁公室等4機関より、「サイバー暴力情報ガバナンス規定」が制定された。2024年8月1日から施行する。主な内容は次のとおり。

(1)「サイバー暴力情報」の定義が初めて明文化された。サイバー暴力情報とは、特定の個人を槍玉に挙げ、インターネットを通じてテキスト、画像、音声、動画等の形式で侮辱・罵倒し、誹謗中傷し、憎悪を扇動し、脅迫し、プライバシーを侵害し、及び心身の健康を蝕む非難・嘲笑、見下し等の内容を含む違法かつ有害な情報を指す。

(2)ネットワーク情報サービス提供者は、ネットワーク情報のコンテンツ管理の主体責任を負う。サイバー暴力に係る違法・有害な情報に対する管理制度を構築し、健全なユーザー登録、アカウントの管理、個人情報保護、情報発信の審査、モニタリング・早期警戒、識別・処置等の制度を整備しなければならない。

(3)ネットワーク情報サービス提供者は、管理規則やプラットフォーム公約を制定・公開し、ユーザーから利用規約への同意を取得し、サイバー暴力の管理に関する権利・義務を明確にし、かつ人工知能、ビッグデータ等の技術的手段と、人による審査等を組み合わせて、サイバー暴力情報を識別し、それに対するモニタリングを強化しなければならない。

(4) ネットワーク情報サービス提供者は、サイバー暴力に係る違法な情報を発見した場合、直ちに削除、ブロック、アクセス無効化等の措置を講じ、関係機関に報告しなければならない。

(5) いかなる組織・個人も、サイバー暴力の事象に乗じて、炎上を増幅させてはならない。ネットワーク情報サービス提供者は、同行為を行うユーザーを発見した場合、関連情報の削除、アカウントの機能の制限、アカウントの閉鎖等の措置を講じなければならない。

3. 水平的事業者結合審査手引き(意見募集稿)

国家市場監督管理総局 2024年6月17日公表

公示サイト:https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2024/art_3c5765bdb050466badce07930eb9a48c.html

2024年6月17日、国家市場監督管理総局より、「水平的事業者結合審査手引き(意見募集稿)」が公表され、2024年7月6日までパブリックコメントの募集が行われた。同意見募集稿では、水平的事業者結合の審査における証拠資料、関連市場の画定、市場シェア及び市場集中度の判断、ユニラテラル効果及びコーパティション効果、潜在的競争について具体的な事例を踏まえて定めている。主な内容は以下のとおり。

(1) 事業者による結合の実施が、主に競争の排除又は制限を目的としたものであることを証明する証拠があれば、法執行機関は、結合が競争を排除・制限する効果を有する、又はその可能性があると認定する可能性が高い。ただし、結合が競争を排除・制限する効果を有しないことを証明する証拠がある場合は、この限りでない。

(2) 各種事業者結合における関連市場の画定方法が明確化された。

(3) 競争に影響を与えると判断される市場シェア及び市場集中度の基準が明確化された。

(4) 国民経済の発展に資する、社会公共利益に適合する結合については、競争を排除・制限する効果を有し、又はその可能性がある場合であっても、法執行機関は結合を禁止しない可能性がある。

4. レアアース管理条例

國務院 2024年6月22日公布 2024年10月1日施行

公示サイト:https://www.gov.cn/zhengce/content/202406/content_6960152.htm

石油化学、冶金、紡績、軍事、新材料等の分野において、レアアースは重要な役割を果たしている。世界最大級のレアアース資源埋蔵国の一である中国において、レアアース資源を効果的に保全し、合理的に開発・利用し、國家資源安全を保障するために、2024年6月22日、國務院より「レアアース管理条例」が公布された。2024年10月1日に施行する。主な内容は以下のとおり。

(1) レアアース資源は国に帰属し、レアアース採掘企業は鉱物資源管理に関する法律、行政法規及び国の関連規定に従って採掘権及び採掘許可証を取得しなければならない。

(2) 関連当局の認可を受けていない組織及び個人は、レアアースの採掘及び製錬に従事してはならず、いかなる組織又は個人も、違法に採掘又は製錬されたレアアース製品を購入、加工、販売、輸出してはならない。

(3) 国は、レアアースの採掘及び製錬について総量管理を行い、動態的に最適化を行う。

(4) 国は、企業による先進的で適用可能な技術、製法の活用を奨励・支援し、レアアースニンバーワークの総合利用を推し進める。

(5) 国務院工業情報化主管機関は、國務院の自然資源、商務、税関、税務等の機関とともに、レアアース製品トレーサビリティ体制を確立し、関係機関との間の情報共有を強化していく。

5. 「中華人民共和國会社法」適用の時間的効力に関する最高人民法院の若干の規定

最高人民法院 2024年6月29日公布 2024年7月1日施行

公示サイト: <https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/436481.html>

新会社法(2024年7月1日施行)の施行に先立ち、最高人民法院より、その関連規則である「『中華人民共和国会社法』適用の時間的効力に関する最高人民法院の若干の規定」が公布された。会社に関する民事紛争事件の審理における会社法の時間的効力に関する問題について定めたものであり、法律の不適及原則を踏まえ、その例外事由についてまとめている。主な内容は以下のとおり。

- (1)新会社法の適用が、その立法目的の実現により有益であるときは、新会社法の規定を適用する7項目の事由が定められた。
- (2)旧会社法(2018年施行、2024年7月1日失効)において無効と認定されるが、新会社法において有効と認定される場合の、新会社を適用する3項目の事由が定められた。
- (3)会社法施行前に締結された契約が、会社法施行後の履行行為に起因して紛争が発生した場合において、新会社を適用する3項目の事由が定められた。
- (4)旧会社法に定めがなく、又は原則的規定のみ存在するが、新会社法にて定められ、又は具体的な規定が設けられた場合において、新会社を適用する事由が定められた。
- (5)清算に関する時間的効力について定められた。

6. 「中華人民共和国会社法」登録資本金登記管理制度の実施に関する国務院の規定

国務院 2024年7月1日公布、施行

公示サイト: https://www.gov.cn/zhengce/content/202407/content_6960376.htm

2024年7月1日、新会社法の施行日に、その附属法令である「『中華人民共和国会社法』登録資本金登記管理制度の実施に関する国務院の規定」が国務院より公布され、即日施行となった。ここでは、有限責任公司(以下、「会社」という)に関する主な規定について、その要点を整理する。

- (1)2024年6月30日までに登記設立された会社について、残存する引受出資の払込期限が2027年7月1日から5年を超える場合、2027年6月30日までに、5年以内になるようその払込期限を調整し、かつ会社定款に記載しなければならない。株主は、調整後の期限までに、引き受けた出資額を全額払い込まなければならない。
- (2)会社の出資期限、登録資本金に明らかな異常がある場合、会社登記機関は、会社の経営範囲、経営状況及び株主の出資能力、主な事業内容、資産規模等を踏まえて検討し、真実性、合理性の原則に反すると認定したときは、会社に対し、遅滞なく調整するよう要求することができる。
- (3)会社は、株主の引受及び払込出資額、出資方法、出資期限、又は発起人の引受株式数等を調整する場合、その変更が生じた日から20営業日以内に国家企業信用情報公示システムにて公示しなければならない。
- (4)会社の株主が当該規定に則った引受出資額を払い込まず、又は会社が関連情報の公示を行わない場合、会社法、「企業情報公示暫定条例」の関連規定に基づき処罰する。